

2 臨時約法・褒揚条例——「二級國民」として

〔1〕「中華民国臨時約法」〔抜粋〕（一九一二年三月一日公布）

第一章 総綱

第一条 中華民国は、中華人民がこれを組織す。

第二条 中華民国の主権は、国民全体に属す。

第一章 人民

第五条 中華民国人民は、一律平等、種族・階級・宗教の区別なし。

第六条 人民は左列各項の自由権を有す。

(三) 人民は財産を保有し営業する自由を有す。(四) 人民は言論・著作・刊行および集会・結社の自由を有す。(六) 人民は居住移転の自由を有す。(七) 人民は信教の自由を有す。

第二十二条 人民は選挙および被選挙の権を有す。

〔中華民国臨時約法〕沈雲龍主・郭衛編「中華民国憲法史料」文海出版社、一九七三年)

〔2〕「中華民国憲法」〔抜粋〕（一九四七年一月一日公布）

第一章 総綱

第一条 中華民国は三民主義にもとづき、民有・民治・民享の民主共和国である。

第二章 人民の権利義務



再婚女性の夫の亡靈がとりつく図（吳友如画）  
〔上海古籍書店、1983年〕

解説 一九一二年三月二一日に公布された中華民国臨時約法は、主權在民と人民の諸権利の一法律平等を高らかにうたい、帝制から共和制への転換を内外に示した。しかし、現実には国政参加から女性を排除して、女性が中華民国の「人民」でなく、「主權者」でもないことが暴露された。

ところでそれより少し早い二月二二日、数百年に及ぶ帝制に幕をおろした宣統帝の諭旨が出されたが、女性の政治参加の面で新旧両体制には奇妙な対照がみられる。諭旨で幼帝は、自分は隆裕皇太后（先帝光緒帝の正妻）の次のような命令に謹んで従うので、文武官僚以下みなこれを心得よと述べている。そして皇太后の命令文はいう。すでに人心は共和に傾いており、私は古えの聖王の教えにそい、一姓（皇太后自身の姓でなく、皇帝の愛新覺羅姓）の尊榮へのこだわりを捨てて、皇帝を率いて統治権を公けのものとし、共和立憲国体とする。そして袁世凱に臨時共和政府を組織させる、と。もちろん皇太后が実際に力をもつていたわけではない。しかし、伝統的家父長制における正妻と母に特有の、子女に対する教導権や後嗣決定権によって、隆裕皇太后はこの重大な政策決定をすべき唯一の人とされたのである。

退位の詔はまた袁世凱に禅讓シナリオを提供した。革命勢力を武力で掃した後、袁世凱はこれをを利用して帝制を復活させ、みずから皇帝になろう

**第七条** 中華民国人民は、男女・宗教・種族・階級・党派の分なく、法律上一律平等である。  
〔中華民国憲法〕中華民国法律彙編審訂委員会編『中華民国法律彙編』立法院秘書處、一九八八年〕

### 〔3〕「褒揚条例」（抜粋）（一九一四年三月一一日公布）

第一条 左列の良きおこないの一を有する者は本条例の褒揚を受けることを得。

- 一、孝行卓絶し著しく郷里に名高い者
- 二、婦女の節烈貞操以て世を風すべき者
- 三、特に著しい義行により称揚すべき者
- 四、年老いて徳高く郷里の誇りたる者

〔褒揚条例〕『政府公報』第六六二号)

### 〔4〕「修正褒揚条例」（抜粋）（一九一七年一一月二〇日公布）

第一条 左列各款の一に適合する者は内務部より呈請しこれを褒揚す。

- 一、孝行純篤
- 二、特に著しき義行
- 五、碩德淑行
- 七、節烈婦女

〔修正褒揚条例〕『政府公報』第六六四号)

### 〔5〕「修正褒揚条例施行細則」（抜粋）（一九一七年一二月一三日公布）

第一条 修正褒揚条例第一条第二款に称するところはおよそ兄弟に友、義夫、義僕、その他義烈の事項皆これに属す。

第二条 前条に称するところの義夫は年三十以下ですでに子嗣（あとつきの男子）を有し、妻の死亡後も再婚納妾せず、六十歳以上に至るものを以て限とす。

第五条 修正褒揚条例第一条第五款に称するところはおよそ学識深き老人、良妻賢母の良きおこないが郷里の誇りたる者皆之に属す。

と謀る。その際、王朝体制の三綱秩序のうち、「君は臣の綱」を再建するまえに、まず「父は子の綱」、「夫は妻の綱」と基督教イデオロギーを補強しようとした。王朝下で至徳者たる皇帝がおこなった表彰制度にならって、「褒揚条例」を公布し、表彰条件のトップには「孝行卓絶」を、次に「節烈貞操」をあげている。さらに孔子祭礼を挙行し、家族や性別に関する法律を後退させたうえで、一九一五年一二月帝位につくことを「受諾」した。しかし、共和側擁護の軍が興つて一六年三月、帝制は取り消され、六月には袁世凱が死没した。

共和再建が進められるなかで、一九一七年七月軍閥張勲が、今度は廢帝溥儀の復位を謀る。これを阻止し共和擁護の立役者となった國務總理段祺瑞もまた一月「修正褒揚条例」を公布する。袁世凱時期のものと比べると「節烈婦女」をする説明をつけるなど、考慮の跡が見られる。ただし夫の「義」はあくまでも「孝」に反してはならず、「(男の)子無きは最大の不幸」であり、その場合再婚はもとより、納妾もまた徳行にほかならない。こうした一連の政治過程は、知識人、特に男性知識人にジェンダーの政治的役割を認識させ、新文化運動の家族制度改革、女性解放論、性道徳をめぐる議論が展開された。新文化運動の女性解放論を継承した国民革命を経て、一九三一年七月国民政府が公布した褒揚条例は、節烈や良妻賢母など女性特有の条件を一切やめ、徳行が特に優れている者、公益に熱心である者、とだけされた。

中華民国憲法は、さまざまな政治勢力によって提示されたが、ようやく一九四七年の国共内戦期に至つて、国民政府により公布され、三民主義にもとづく民有・民治・民享の民主共和国であり、男女の別なく法律上一律平等と明記された。

(訳・解説 末次玲子)

#### 参考文献

- 小野和子「五四時期家族論の背景——刑法典論争」同朋舎、京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第五函15、一九九二年  
末次玲子「中国女性史上の民国前期——政治と女性史との関係を中心に」『中国女性史研究』第九号、一九九九年  
末次玲子「近代中国のジェンダー変容(仮題)」(共通文献⑪)

### 3 参政権運動——第一波フェミニズムに呼応して

#### 「女子参政同盟会、参政権を争う」(執筆者不明、一九一二年三月二三日)

一九日午前八時、女子二〇人あまりが皆で参議院に赴き、参政権を要求し、係員が傍聴席に引き入れようとしたが聞かず、こともあろうに議事堂に入り、諸議員に混ざつて座りこんだ。女子参政権が提議されると、大声で叫び「中略」議論を始められないありさまであった。〔中略〕参議員が言うには、本院はこの件について、もともと絶対に不賛成という意思はなく、国会成立を待つて、これらの問題を解決しようとしたにすぎない。しかし今このような举动を見ると、女子の水準の整っていないことはつきりしたため、ここに全体一致で反対を決定する、と。このとき、出席していたもう一人の議員が、歐米の話を次々と述べ、文明国の女子には決してこのような不法行為はないと言つたため、女子たちはようやくそれ無言で立ち去つた。

ある書簡によると、一九日、南京参政同盟会の唐群英女士ら三〇余人が、武装した状態で参議院に入り、女子参政権を要求して、勢い激しく敵に抗した。参議員の数十人は周章狼狽した。まもなく、現在の約法案は暫定的なものであり、政府が完全なものに整理してから、当局があらためてこれを議論すると告げ、手を尽くしてなだめたため、女子たちはようやく脅しをやめて立ち去つた。

二〇日午後、唐群英ら女子たちがまた参議院に赴いたが、参議院は入れようとなかった。唐女士たちはついにガラス窓を打ち破り、手を血に染め、警備兵が阻止しようとするが、女士たちはそれを足で蹴り倒した。

二日朝九時、女子同盟会の唐群英は再び女性同志たちとともに参議院に赴いた。参議院はすでに衛兵を配備しており、力ずくで入場を阻止した。唐女士らはみずから総統府に赴いて孫文総統に謁見し、参議院が兵を配備して阻止



程立卿  
廣東省の女性代議士・  
〔中国女性史〕

史料のなかで、男性議員が文明國の女性にこのような野蛮な行為はないと述べて非難しているが、しかし、実際はそうではなかった。イギリスの婦人運動において、パンカーストの指導する婦人社会政治同盟がこの年の三月初めに大規模な窓ガラスの打ち壊しをおこなつており、唐群英らの過激な行動も、「文明國の女性」を模倣したものと考えられる。しかしながら、彼女たちの努力もむなしく、女性参政権要求運動は結局成功しなかった。国民党の綱領からは、男女平等は民衆主義とともに降ろされたのみならず、袁世凱の独裁体制強化に伴い、議会自体が有名無実化してしまったのである。

ただし、これに先立つて廣東省では数ヵ月の短命なものであったが、一時的にしろ女性参政権が認められた。一九一一年末に制定された「廣東臨時省会簡章」では、省代議士の資格は、年齢二十一歳以上、廣東に本籍があるか、もしくは中国人で五年以上廣東に居住している者という規定のみで、性別による差別はなかった。さらに、代議士の人数は、各界ごとに割り当て、それぞれ代議士を選出するという方式で決定された。総数一六五名のうち、女性には一〇名が割り当てられた。このとき莊漢翹、李佩蘭、張源などが各婦人団体の互選によって選出され、中国で初めての女性議員が誕生した。また、廣東省の

「臨時約法」でも、第八章第四七条において「本約法に称する人民は、男女を含む」というかたちでおこなわれてきた女性解放運動が、このときには参政権要求と一点に集約されたのである。女性たちは、女子参政同志会（上海）、女子同盟会（日本で呼びかけ、南京に移転）、女国民会（湖南）、女子後援会（上海）、女子尚武会などの団体を各地で結成した。一一年一月には、この五つの団体が連合して女子参政同盟会（南京）を結成し、積極的な運動を開始した。

南京臨時参議院において、臨時約法（暫定憲法）の制定が審議されることになると、彼女たちは案文内に、男女は一律平等であり、等しく選挙権ならびに被選挙権を持つことを明記するよう要求した。孫文は、こうした請願運動に理解を示し、女性がこれまで北伐軍に加わつたりあるいは赤十字会で活躍したりしたことから、「女子が将来参政権を有することは必至である」と述べている（「女界参政之要求・附大總統覆書」『民立報』一九一二年三月四日）。

しかし、実際には、女性参政権に対しても反対意見のほうが多い。たとえば、『民立報』には、空海という署名で強硬な反対論が展開されている。空海は、反対する理由として以下の三つを挙げている。第一に、女子は先天的に男子に劣っているのであり、知識は男子におよばない。第二に、なぜ有史以来千百年あまり、東洋でも西洋でも、女子は政権を執れなかつたのか。女子の特性が劣っていたからではないのか。第三に、一〇人の女子のうち八、九人は家庭生活をしたとしても、残る一人が政治に身を投じれば、一つの家族の生活が維持できなくなる。ましてや、全国の女性が政治活動に自身を投じたらどうなるであろうか、というのが彼の主張であった（「覆楊季威女士函」『民立報』一九一二年三月五日）。彼の

したことをつぶさに訴え、参議院が兵を使つて防衛させるなら、女性同志たちもまた兵を派遣して自分たちの入場を保護するよう求めると言つた。また、孫總統が議院に出席して本件を提議するよう強く要請した。孫總統は代わつて参議院に調停することを承諾し、〔中略〕参議院は女子同盟会が再び文書で上申したのち、約法を提議することを了承した。

〔女子参政同盟会力争参政権〕『時報』一九一二年三月二三日。『中国婦女運動歴史資料』一八四〇—一九一八（共通文献⑩）

と明記、男女平等ははつきりと成文化された。當時、世界的に見ても廣東省におけるこの事態はきわめて先進的なものであつた。

しかしながら、中央において女性参政権が否定されたために、廣東省が一度は認めた女性参政権も、中央にあわせて取り消されてしまった。唐群英らは、その後もさらに女性参政権要求運動を継続していくこととなる。中国の女性すべてが男性と同等の参政権を獲得するには、一九四九年まで待たなくてはならない。

(訳・解説 須藤瑞代)

参考文献

『中国女性史』(共通文献⑤)

小野和子「辛亥革命時期の婦人運動——女子軍と婦人参政権」小野川秀美・島田慶次編『辛亥革命の研究』筑摩書房、

一九七八年

『中国女性運動史 一九一九—四九』(共通文献⑯)

『中国婦女運動 一八四〇—一九二二』(共通文献⑰)

5 儒教道德批判——「家」からの脱出

〔1〕「女性問題の根本的な解決」（高素素、一九一七年五月一日）

わたしはかつて、人とは、神と物の間に介在するものだといった。エレン・ケイ女士の『恋愛中心の結婚論』のような高尚な理想を実現し、一般に普及することはおそらくできないだろう。しかし、恋愛が結婚の第一要素であることは疑う余地がない。今の世の中を見渡すと、いわゆる結婚というものはみな、金銭・肉欲と結びつき、卑しくいい加減で、神の愛など微塵も反映されないものである。女性はただ男性の犠牲となり、ひいては、男女とも家族主義の犠牲となる。それゆえ、これらの人々がつくる家庭は活気のない、精力のない、操り人形劇の舞台となる。互いにとがめあい、だましあい、まるで悪魔の地獄のようである。幸福の二文字は夢にも現れてこない。〔中略〕

總じていえば、女性問題の解決には、二つの前衛がある。一つは儒教の打倒であり、もう一つは習俗の打倒である。二つの中堅がある。一つは女性の人格の確立であり、もう一つは家族主義の桎梏からの離脱である。二つの後衛がある。一つは女性の職業範囲の拡充であり、もう一つは社会における公人としての女性の地位向上である。

〔女子問題之大解決〕『新青年』第三卷第三号)

〔2〕「趙〔五貞〕女士の自殺に関する批評」（毛沢東、一九一九年一月一六日）

社会における一つの事件の発生を小さくみてはならない。事件の背後には、幾重にも重なりあう原因がある。たとえば、「人の死」という事件の場合は、二つの解釈がある。一つは生理的・物理的なもので、「年をとり寿命が尽きる」はこの類に属する。いま一つは反生理的・反物理的なもので、「夭折」<sup>よせつ</sup>、「横死」<sup>おうし</sup>はこの類に属する。趙女士の死は



旧式の結婚（拓曉堂編『中華旧俗』中国書店、1997年）

自殺であり、横死であり、後者に属する。

一人の死は完全に環境によって決定される。趙〔五貞〕女士の本意は死を求めていただろうか？いや、彼女は生を求めていた。しかし趙女士は結局死を求めた。これは環境に囚い詰められた結果である。趙女士の環境とは、（一）中国社会、（二）長沙南陽街にある趙の一家、（三）彼女の嫁ぎたくない婚家、すなわち長沙柑子園にある呉の一家である。これらは三つの鉄の網であり、三角形の装置である。趙女士はこの三角形の鉄の網の中で、いくら生を求めようとしても、生の道はなかった。生の反対は死である。そこで、趙女士は死んだ。

もしこの三つの環境のなかで、一つが鉄の網でなかつたら、あるいは鉄の網でも開くことができれば、趙女士は決して死に至らなかつた。（二）もし趙女士の両親が強制的ではなく、趙女士の自由意志にまかせていたら、趙女士は決して死ななかつた。（二）趙家の父母が強制しても、趙女士が自分の意志を婚家に伝え、従わない理由を説明し、しかも婚家も彼女の意志にまかせて彼女の自由を尊重していたら、趙女士は決して死ななかつた。（三）父母および婚家が彼女の自由意志を容れないとしても、もし社会に彼女を応援する強い世論があって、家出したあと生きる手段を提供し、彼女の家出を名誉でこそあれ不名誉なことではないと認めていたら、趙女士は決して死ななかつた。いま趙女士は本当に死んだ。これは三つの鉄の網（社会、実家、婚家）の重なる包囲の結果、生を求めることができず、死を求めるに至つたのである。〔中略〕

昨日の事件はとても大きな事件である。この事件の背後には婚姻制度の腐敗、社会制度の暗黒、自立した意志がもてない状況、恋愛が自由にできない状況がある。

〔對於趙女士自殺的批評〕『大公報』（長沙）一九一九年一一月一六日

解説 新文化運動期（広く一九一五年から二五年までの時期をさす）には、「新青年」という雑誌の周辺に集まつた人々が「民主」「科学」という外来思想をもつて、中国の伝統思想や習俗のよつてたつ儒教を批判し、その矛先を封建的専制

制度に向けた。吳虞の有名な「家族制度は專制主義の根柢であることを論ず」（『新青年』第一卷第六号）は、その題からもわかるように、「孝」を中心とする家族制度を批判し、封建的専制主義を打ち倒すには、まずこの家族制度を倒さなければならない、と說いた。新青年たちにとって、旧宗教・旧道德の善惡は主に三つの側面にある。すなわち一方がもう一方を抑圧する片面性、誰でも実行できるわけではないという虚偽性、人性・個性を束縛する抑圧性である。「包辦婚」反対や自由恋愛などの婚姻問題はこの三つの側面とすべて絡んでいたため、五・四期に最も注目される問題の一つとなつた。

「包辦婚」とは、親や媒酌人によって決められる婚姻で、出生前に決められることさえあつた。

一九一六年五月、『新青年』（第二卷第一号）は「女子問題」をテーマとする論文募集要項を載せ、女性解放に関する女性自身からの発言を求めた。婚姻についていち早く論じた高素素の「女性問題の根本的な解決」は、この呼びかけに応じた論文の一つであった。高素素は「恋愛は婚姻の第一要素である」と明言し、旧来の愛のない金銭・肉欲と結びついた婚姻を批判した。そして女性解放はまず儒教の打破という思想解放にあることを示唆した。自由恋愛は清末の革命運動のなかですでに提唱されていたが、「愛」というよりも清朝打倒を目的とした「志」が強調され、五・四期の主張とは違つていた。

『新青年』はこの後も、劉延陵の「自由恋愛」（第四卷第一号）、張崧年の「男女問題」（第六卷第三号）、「討論 貞操問題—拼音文字問題—革新家態度問題」（第六卷第四号）などを掲載し、さらに貞操論争を引き起こし、当事者本人の感情などは無視した包辦婚を批判し、自由恋愛・自由結婚によつて女性の独立自主の人格を回復させることを提唱した。

五・四期の反包辦・恋愛の自由の主張に拍車をかけたのは、一連の自殺と家出事件であった。特に花嫁趙五貞の自殺事件の影響が大きかつた。一九一九年一月長沙の趙五貞は両親に結婚を強要され、抵抗の甲斐なく、花嫁かごに乗せられて行く途中、かみそりで喉を切つて自殺した。長沙『大公報』はこの件に関する二十数編の文章を掲載し、そのうち毛沢東が一二日間連続して九つの文章を書いた。趙五貞をいち早く「旧婚姻制度の犠牲者」ととらえたのは天籟と、兼公であつた（天籟『旧式婚姻之流毒』、兼公『改革婚制之犠牲者』『大公報』）が、それを

『人形の家』は、北京女子師範学校で上演され、自由に生きることを望んで旧い家庭から出るノラは新しい女性の象徴となつた。五・四期の新文化運動に触発されて新しい時代を予感した女性たちは、実際に旧態依然とした家庭から出ていきやすくなつた。魯迅はそのような風潮に対し、一二三年に

なればならないことを主張した。

『人形の家』は、ノラ役の松井須磨子はこれで新劇の女優としての存在を確立した。中国においては一八年六月に芸協会が上演し、ノラ役の松井須磨子はこれで新劇の女優としての存在を確立した。中国においては一八年六月に『新青年』が特集号を出してイプセンとその作品を紹介した。『人形の家』は「娜拉」(後に「玩偶之家」と改められた)と題されて、羅家倫と胡適の共訳で発表され、胡適はまた「イプセン主義」を書いて、家庭や社会が維新革命しなければならないことを主張した。

洋の東西を問わず、二〇世紀前半の女性解放にノラの名は必ずといってよいほど登場した。ノラは、ノルウェーの劇作家イプセンが書いた『人形の家』の女性主人公の名前で、人形のようにかわいく夫に従順であったが、一人の自觉した人間に成長して家を出る。日本では一九一一年に文芸協会が上演し、ノラ役の松井須磨子はこれで新劇の女優としての存在を確立した。中国においては一八年六月に『新青年』が特集号を出してイプセンとその作品を紹介した。『人形の家』は「娜拉」(後に「玩偶之家」と改められた)と題されて、羅家倫と胡適の共訳で発表され、胡適はまた「イプセン主義」を書いて、家庭や社会が維新革命しなければならないことを主張した。

## コラム ◇ノラ

北京女子師範学校で「ノラは家出した後どうなつたか」を講演した。さらに小説「傷逝」を書いて、経済的に自立して

いない女性が直面する現実の社会の厳しさを示唆した。

五・四運動以降、しだいに高等教育や一部の職種が女性にたいして門戸を開くようになり、三五年元旦、南京でアマチュア劇団の磨風社が「娜拉」を上演して、好評を博した。しかしノラを演じた小学校の教員の王光珍は、頑迷な

校長から解雇され、他の上演者も女性教員は解雇、女子学生は除籍などの処分を受けた。当時、すでに復古思潮や

「女は家に帰れ」という風潮が強くなりはじめた時期であったため、ノラは再び女性の生き方を問う論争のテーマとなつたのである。同年六月、上海の左翼系演劇人のグループ「業余劇人劇團」も章泯演出による「娜拉」を上演した。ノラを演じて好評を博した女優藍蘋は、のちの毛沢東



江青  
(1935年)

夫人江青であつた。



〔中華旧俗〕

さらに明確に指摘したのは毛沢東であった。「趙女士の自殺に関する批評」のなかで、彼は封建制度、社会習慣、家族などの要素から事件の原因を探った。長沙の周南女学校誌『女界鐘』は趙の死に関する特集号を出し、彼女の自殺は專制魔王への宣戰布告であり、人々を夢から覚まし、強制婚・売買婚に死刑を宣告したものであると説明した。

一九二〇年春、ふたたび長沙で、李欣淑という女性が親の決めた結婚に反抗して家出する事件が起つた。李欣淑は幼年時に婚約を取り決められたが、婚約者が病死すると、両親はふたたび金持ちの家に嫁がせようとした。自治女子学校に通い、新聞にもよく投稿していた李欣淑は、「私はここにおいて私個人の人格を尊重し、積極的に環境と戦い、明るい人生の大通りに向かつて断固前進するつもりである」との声明を発表し、「北京へ働きながら学びに行く」とことになった。同じ頃、著名な政治家易宗夔の娘である易群仙も家から逃げ出し、北京工説互助団へ助けを求めた。

趙五貞の自殺を消極的抵抗とするなら、李欣淑、易群仙などの家出は反封建の積極的行動として受けとめられ、苦悶する青年たちはそこに希望を見出しながら飛び出すことは、個性解放を求める知識人の典型的な行動となつた。

## 参考文献

湖南省哲学社会科学研究所現代史研究室編『五四時期湖南人民革命闘争史料選編』湖南人民出版社、一九七九年

小野和子『五四時期家族論の背景——刑法典論争』同朋舎、京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』

第五函15、一九九二年

張競『近代中国と「戀愛」の発見』岩波書店、一九九五年

(訳・解説 姚毅)